

山口県報

平成20年
7月8日
(火曜日)

目 次

規則
 知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………
 山口県防災センター規則(防災危機管理課)……………
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………
 母子保健法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………



知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十四号

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
別表准看護師試験の成績の項の次に次のように加える。

職員採用選考の成績(助産師、看護師又は臨床工学技士への採用に係るものに限る。)	合格発表の日から一年	健康福祉部医務保険課
---	------------	------------

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県防災センター規則をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十五号

山口県防災センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県防災センター条例(平成二十年山口県条例第三十号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、山口県大島防災センター(以下「防災センター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十一条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(応募の手続)

第三条 条例第十一条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 防災センターの管理に係る事業計画
- 2 条例第十一条第三項の規定で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあつては、登記事項証明書
 - 三 防災センターの管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
 - 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(指定の公示)

第四条 条例第十一条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 防災センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、防災センターの設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

- 一 防災センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - 二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が防災センターの管理のため必要があると認め、て定めた事項
- (その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、防災センターの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年山口県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

- 三 入院患者等が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けている場合において、これを証する書類

第五条の二第二項に次の一号を加える。

- 三 結核患者等が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に
- 関する法律による支援給付を受けている場合にあつては、これを証する書類
別表中「1,500,000円」を「1,470,000円」に、「1,500,001円」を「1,470,001円」に改め、同表の備考之中「を付けている」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている」に改める。

別記第二号様式中「(第5条関係)」を「(第5条、第5条の2関係)」に改め、同様式の添付書類に次のように加える。

- 5 入院患者等又は結核患者等が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合にあつては、これを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則別表(備考を除く。)の規定は、公布の日の属する月の翌月の同規則第五条の三の自己負担金から適用する。

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月八日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十七号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則(昭和六十二年山口県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

- 五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受けている場合には、これを証する書類

別記第五号様式の添付書類に次のように加える。

- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合には、これを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年七月八日印刷
發行

發行人所

山口県知事

定價一箇月 金二千七百円（送料共）